

**「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針及び解説の改正案に対する意見募集」の結果**

**I 意見募集期間**

- ・平成27年7月11日から平成27年8月10日まで

**II 提出された意見の件数、意見提出者**

- ・提出された意見の件数：1件（意見提出者：一般社団法人衛星放送協会）

**III 提出された意見と総務省の考え方**

提出された意見	意見に対する総務省の考え方	命令等への反映の有無
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当協会は、個人情報の保護がきわめて重要であるという観点から、今回の「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針及び解説の改正案」について概ね賛同致します。当協会と会員各社は、これまで個人情報の保護に関して積極的な取り組みを行っており、今後も個人情報保護の対応に万全を期すよう努めてまいります。</li> <li>その上で、「第十三条【趣旨】」について意見を述べさせていただきます。</li> <li>・ 「措置」の例の実施においては、ある程度の投資が必要となることが想定されます。当協会会員社においては、様々な事業規模の会社が存在するため、そうした事業規模を無視した過度な負担を強いて有料放送サービスの健全な発展を阻害しない制度となることを要望いたします。</li> </ul> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改正案について、賛同のご意見として承ります。</li> <li>・ 第十三条の解説に記載されている放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損を防止するために講ずることが望ましい措置につきましては、平成26年11月に改定された消費者庁の「ガイドラインの共通化の考え方」において示された具体例であり、これを踏まえたものです。組織的、技術的な安全管理措置については、提供するサービスの特性等を踏まえて、各事業者がその内容について適切に判断し、適時見直しが行われることが望ましいと考えます。</li> </ul>	<p>なし (賛成意見のため)</p>